平成22年12月号

社会保険労務士

# 杉浦事務所便り



連絡先:〒060-0041

札幌市中央区大通東2丁目8-5 プレジデント札幌ビル5階

電話: 011-207-7771 FAX: 011-207-7772 e-mail: k.sugi@sr-roumu.com URL http://www.sr-roumu.com

すぎうらブログ随時更新中!http://ameblo.jp/sr-sugi/

# いまどきの「課長」の 実態は?

# ◆一部上場企業の課長 428 人の回答

産業能率大学がインターネット調査会社を通じて「上場企業の 課長を取り巻く状況に関する調 査」を今年9月に行い、その結果 が公表されました。

従業員が 100 人以上の上場企 業に勤務し、部下が1人以上いる 「課長」428 人が、「昇任前の経 験」、「現在の悩み」、「上司の支 援」、「今後のキャリア」などにつ いて回答しています。

#### ◆多くはマネージャー兼プレイヤー

まず、「プレイヤーとしての仕事の割合」についての質問では、「0%」と答えた人はわずか 1.4%でした。プレイヤーとしての活動割合が半分より多い人は4割を超えています。

プレイングマネジャー化しているケースが多く、多くの課長がプレイヤーとしての活動を兼務していることがわかります。この傾向は、中小企業においてはなおさら強くなるでしょう。

#### ◆仕事上の悩みとメンタルヘルス

次に、「仕事上の悩みを相談できる人がいるかどうか」との質問には、「いる」と答えた人が50.2%「いない」と答えた人が49.8%とほぼ半数に分かれました。

「いる」と答えた人に対して「どのような相談者がいるのか」を尋ねたところ、「会社の上司」「会社の同僚」が多数でした。

また、「自分自身のメンタルへルスに不安を感じたことがあるか」との質問には、「ある」と答えた人が43.7%、「ない」と答えた人が56.3%でした。その原因としては、「上司との人間関係」、

「成果創出へのプレッシャー」、 「仕事の内容」などが多くありま した。

自分の身近に相談できる人が いるかどうかも、不安の有無に関 係しているものと思われます。

### ◆遣り甲斐をもって仕事に取 り組めるか

自分が「課長としてイキイキと働いていると思うか」との質問では、「どちらかといえばイキイキと働いている」が 54.9%、「イキイキと働いている」が 6.8%でした。逆に言えば、イキイキと働いていない人が約4割もいるということになります。

これら課長クラスにある方たちが、イキイキと遣り甲斐をもって仕事に取り組める環境をつくることが会社の仕事でもあり、それらができている会社はきっと成果を残している会社ということになるでしょう。

# どんな気持ちで職場の飲 み会に参加しているか

## ◆職場の人とのお酒の飲み方 に関する調査

キリン食生活文化研究所では 「職場の人とのお酒の飲み方に 関する意識調査」を行い、先日その結果が発表されました。

職場の仲間や上司・部下とお酒を飲む機会の多寡は会社によってそれぞれ異なるでしょうが、各人がどのような思いで「飲み会」に参加しているのか、とても興味深い内容になっています。

# ◆飲み会は「コミュニケーション」のため

アンケート項目中の「職場の人とお酒を飲む際に期待すること」については、トップは上司・部下ともに「コミュニケーションをとりたい」でした。そして、自分の上司より部下と飲むときのほうがその期待は充足される傾向にあることがわかりました。

また、職場の人からの飲み会の誘いを断る際に「行けない理由をはっきり言って断る」人は4割以上いました。20代では、部下・後輩に対し「行けない理由をはっきり言う」割合(36.3%)が、上司に対する場合よりも低くなっています。

#### ◆飲み会の平均額・平均回数は? 職場の人とお酒を飲むときの 1回あたりの平均予算は4,401円 (前年比129円マイナス)でした。 月平均の回数は前年と同じ1.5回

となっています。

上司が部下とお酒を飲む際におごる金額の平均は1回あたり7,092 円で、エリア別に見ると1位は「北海道」で8,542 円。2位は「北陸」で7,400 円、3位は「東北」7,221 円となっています。寒い地域で働いている人のほうが

義務化されるか? 企業による「受動喫煙防

太っ腹なのでしょうか?

# ◆検討会が報告書を発表

上対策 |

厚生労働省では、昨年7月に 「職場における受動喫煙防止対 策に関する検討会」を立ち上げ、 今年5月にその検討会が報告書 をまとめました。今後、この報 告書をベースに、労働安全衛生 法の改正案が国会で審議される 予定となっています。

この改正案が成立した場合、 飲食業・サービス業などにとっ ては大きな負担が強いられるこ ととなりそうです。

#### ◆これまでの対策の流れ

職場における受動喫煙防止対策については、平成4年以降、

「労働安全衛生法」に定められた快適職場形成の一環として進められました。その後、平成15年に「健康増進法」が施行され、平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効するなど、受動喫煙を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、健康志向の強まりや受動喫煙の有害性に関する知識の普及などから、職場における受動喫煙に対する労働者の意識も高まりつつあります。

# ◆受動喫煙防止を事業主の 「義務」へ

このような環境の変化から、 現在、企業に対して強く「受動

喫煙防止対策」を求める流れになっています。

そして、職場における受動喫煙 防止について、従来の「快適職場 形成のため」から「労働者の健康 障害防止のため」という観点に切 り替え、職場における受動喫煙防 止を事業主の「義務(罰則付き)」 とする法改正が予定されている のです。

#### ◆今後の審議状況に注目

今後のあり方として、事務所、 工場等では「全面禁煙」「喫煙室 を設けそれ以外を禁煙」とするこ とが求められ、飲食店、ホテル・ 旅館等においては、原則として 「全面禁煙」「喫煙室を設けそれ 以外を禁煙」とすることが必要と され、それが困難な場合は喫煙区 域の割合を少なくし、喫煙区域か

うように求められる方向です。 多くの企業に影響を与えることとなりそうな法改正のため、今 後の改正案の審議状況が気にな

るところです。

らの煙の漏れを防ぎ、換気等を行

# 「労働時間適正化キャン ペーン」実施中

### ◆全国一斉の電話相談など

厚生労働省では、長時間労働に伴う問題解消を図るために、11月を「労働時間適正化キャンペーン」と定め、全国一斉の電話相談の実施をはじめ、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知啓発などの取組みを集中的に実施しています。

#### ◆労働時間をめぐる現状

平成21年の総務省調査によると週60時間以上働いている人の割合は全体の9.2%で30代の男性に限ってみると全体の倍の水準となる18.0%にも上ります。

1カ月の残業時間が80時間を超える状態が続くと、心身の健康を害するばかりか、過労死の危険性が高まると言われています。

過労死などで労災認定された件数は平成21年度に293件となっており、過重労働による健康障害の事例が数多く報告されています。また、労働基準監督署による賃金不払残業の是正指導も多く見られます。

#### ◆キャンペーンの重点事項

このような状況を受け、厚生労働省では、平成22年度も「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、長時間労働の抑制を行うなど、労働時間の適正化に向けて労使の主体的な取組みを促すとともに、重点監督などを行っています。

今年度の重点取組み事項は、次の 3点となっています。

- (1)時間外労働協定の適正化など による時間外・休日労働の削減
- (2)長時間労働者への医師による 面接指導など労働者の健康管理に 関する措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

# ◆賃金不払残業が大きな問題に

長時間労働と同様に、現在、賃金 不払残業(サービス残業)が大きな 問題になっています。

このキャンペーンを機に、恒常的に長時間労働が行われていないか、 長時間労働者の健康管理について 配慮がなされているか、労働時間が 適正に把握されているかなど、労働 環境を今一度見直してみましょう。